

平成29年度 宮崎市地方創生人材育成支援事業助成金（募集要項）

1. 助成制度の目的・性格

わが国の総人口は、2008年をピークに人口が減少しており、今後も、少子化の進展により、過去に類を見ない勢いで人口減少が加速すると推計されています。国においては、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略を策定し、「地方創生」に向けた取組が進められています。

これは、地方から東京圏への人口流出に歯止めをかけ、「東京一極集中」を是正し、若い世代が地方に住み、安心して働き、希望どおり結婚・出産・子育てをすることができる社会を実現しようとするものです。

宮崎市では、平成27年10月に地方創生総合戦略を策定し、2060年における人口目標や5カ年の実施計画を示しておりますが、進学や就職時における若者の人口流出が顕著となっておりますので、高等教育機関の地域との関わりや就職とのマッチングをはじめ、若い世代が地域に愛着や関心を持ち、地元就職しやすい仕組みをつくっていくことが重要になっています。

そこで、市内の大学及び短期大学が地元企業と連携を深めることで、企業のニーズ等に対応した人材を育成したり、学内で起業したりするなど、学生の地元への就業につながる取組を支援します。

2. 助成対象者

宮崎市内の大学及び短期大学（以下「大学等」という。）の教員

3. 助成対象となる取組

大学等が実施する取組のうち、「宮崎市」または「宮崎市を中心とした圏域」において、次項に示すとおり地域及び企業ニーズに対応した人材の育成や、地元企業への就職につながる取組など、市内の大学等で育成した人材が地元に着することを目指す取組を対象とします。なお、この取組は、大学等の単独の取組によるものだけではなく、複数の大学の共同による取組も可能です。

(1) 地域及び地元企業のニーズに対応した人材育成

地元企業への就職を前提に、当該企業と連携した長期インターンシップの導入や、地域及び地元企業のニーズを踏まえた新たな教育カリキュラムの編成など、本市及び圏域の将来を担う人材を育成する取組とします。

(2) 地元企業への就職を促す仕組みづくり

学生に地元企業への興味や関心を持ってもらうため、自らの働き方や暮らし

方、地元で働くことの魅力を意識させるフォーラムやイベントの開催のほか、市内外の社会人や学識経験者、地元企業の経営者等との意見交換を行うなど、年間を通じたカリキュラムに組み込むことで、継続性があり、学生の地元志向を向上させる取組とします。

(3) 学内ベンチャー

地元企業、あるいは関連企業と連携するなど、地域資源を生かした学生の参画による学内での起業とします。なお、関連企業との連携による起業については、地域や地元企業のニーズに適ったものとします。

(4) その他、(1)～(3)以外の取組で、学生の地元への就職につながる取組とします。

4. 助成の条件

全ての事業について、事業の実施前および実施後に、対象の学生にアンケートを行い、地元志向意識の変化を検証することとします。なお、アンケートは、原則として、母数20以上を条件とします。

5. 募集件数と助成限度額

予算(500万円)の範囲内で5件程度とします(1件につき上限100万円)。

ただし、3. 助成対象となる取組のうち、(3)学内ベンチャーについては、全体の経費から収益を控除した額を対象といたします。

6. 助成対象経費

助成の対象となる経費は、取組を行うにあたって直接要する経費とします。下記対象経費一覧を参照してください。

対象経費	活用例
報償費	講師等謝金、その他謝礼など
旅費	先進地視察への旅費など
消耗品費	材料、書籍等の購入など
印刷費	資料印刷など
通信運搬費	郵送料など
使用料	会場等施設の使用料など
その他市長が必要と認める経費	ただし、食糧費および施設整備に係る経費は除く

7. 助成対象期間

事業は、平成30年2月28日までに完了することとします。また、必要に応じて、中間報告を求める場合があります。

8. 応募方法

所定の申請書類により、提出期限までに提出してください。

●提出書類

- ・実施計画書（※様式1号別紙1）
- ・収支予算書（様式任意）
- ・その他事業内容に関する参考書類（様式任意）

●応募期間 平成29年4月7日（金）～平成29年5月8日（月）

●提出方法

持参または郵送により提出してください。

（提出先）

〒880-8505

（住所記載不要）

宮崎市役所 企画財政部企画政策課 地方創生推進室

●提出期限

平成29年 5月 8日（月）17時まで【郵送の場合は当日必着】

9. 審査及び選定

応募いただいた書類については、下記の観点で審査し、総合的に評価いたします。

評価項目	主な観点
取組内容	本事業の目的を踏まえた取組内容となっているか。
現状分析と課題整理	学生の就職状況等を踏まえ課題等が適切に分析されているか。
先駆性	新たな視点や着眼点に基づく内容か。
具体性	課題解決のための具体的な手段が示されているか。
効果	期待される効果は明確か。
公平性	事業の成果が特定の個人等の利益に偏っていないか。

10. 選定結果の通知

平成29年5月末を目途に、文書により選定結果をお知らせします。

なお、それ以前に選定結果の可否の確認や通知後の選定理由をお答えすることはできませんので、あらかじめご了承ください。

11. 実績報告

助成を受けて行った事業については、事業終了後30日以内または3月末日までに所定の書類により、実績報告を提出してください。

なお、報告内容は、市ホームページにおいて公表します。

●実績報告提出書類

- ・助成金実績報告書（※様式4号）
- ・事業成果報告書（様式任意）
- ・決算書（様式任意）
- ・領収書（経費のうち、謝金や旅費のほか、市長が必要と認めた経費）
- ・その他市長が必要と認める書類（様式任意）

12. 事業成果等の取扱い

事業の成果は、大学等に帰属するものですが、行政課題の解決等に向け、本市が活用することがありますので、あらかじめご了承ください。

なお、助成を受けた事業の取組に係る事故等に関する各種責任を市は一切負いません。

13. その他

選定後の助成金の交付申請等については、別途通知します。

その他不明な点等は、お問い合わせください。